令和８年度

群馬県フロン類充塡回収技術講習会募集要領

１　群馬県フロン類充塡回収技術講習会の概要

この講習会は、群馬県及び一般社団法人群馬県フロン回収事業協会（以下「フロン協会」といいます。）が共催により、「群馬県フロン回収技術講習会」修了者又はフロン類回収の十分な知見を有する者を対象に第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の点検及び冷媒フロン類の充塡に係る「十分な知見を有する者」を養成することを目的として開催するものであり、「フロン排出抑制法に係る知識等の習得を伴う講習の確認申請」を行い、環境省及び経済産業省において、適正性が確認された講習です（環境省及び経済産業省のホームページで確認済講習一覧に記載、公表されています。）。

講習会の最後に修了考査を実施し、合格者（修了者）には群馬県知事から修了証が交付されますが、この修了者は、「十分な知見を有する者」の区分Ｃ「十分な実務経験を有し、かつ、点検及び充塡に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者」に該当します。

また、修了者は、フロン類を冷媒とする冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収及び冷凍空調機器への冷媒フロン類の充てん並びに冷凍空調機器のうち空調機器については圧縮機電動機又は動力源エンジンの定格出力２５ｋＷ以下の機器、冷凍冷蔵機器については圧縮機電動機又は電動源エンジンの定格出力１５ｋＷ以下の機器について、冷媒系統（当該施設を構成する機器中の冷媒を保有している系統をいう。）の漏えい点検が行えます（適用範囲は区分Ａの第二種フロン類取扱技術者に相当します。）。

なお、修了証の有効期限は、修了証交付の日から５年を経過する日の属する年度末までです。

２　日時及び場所

（１）開催日時　　令和９年３月２日（火）　９：３０～１７：００

（２）場　　所　　群馬県庁舎　２９１会議室

３　申込期日　　令和９年１月１５日（金）

４　募集人員　　４０名（定員になり次第締め切ります。）

５　受 講 料　　２０，０００円（税込額）（テキスト代を含みます。）

６　受講資格

講習会の受講者は、次の条件すべてを満たす必要があります。

（１）「群馬県フロン回収技術講習会」を修了し、群馬県知事から修了証を交付さ

れた者又は別紙「フロン類回収の十分な知見を有する者」のイ～ケのいずれかに該当する者

（２）日常の業務において、日常的に冷凍空調機器の整備や点検及び冷媒の充塡に３年以上の実務経験を有する技術者であって、直近５年間高圧ガス保安法やフロン排出抑制法を遵守し、違反したことがない者

（３）現在及び今後にわたり冷媒フロンの充塡作業等に携わる予定のある者

7　受講願書の作成方法等

講習会の受講申込みをされる方は、次により受講願書及び添付書類等を作成してください。

（１）募集要領及び受講願書等の入手方法

募集要領及び受講願書等は、フロン協会ＨＰ（http://gunma-flon.or.jp）に掲載していますので、ＨＰの“お知らせ”からダウンロードしてください。

なお、ＨＰを開くことができない等の場合には、フロン協会事務局に関係資料を請求してください。

（２）受講料の振り込み

受講料をあらかじめ次の口座に振り込みしてください。なお、振込手数料はご負担ください。

【振込口座】　銀 行 名　群馬銀行　本店営業部
口座番号　普通預金　2561449
口 座 名　一般社団法人　群馬県フロン回収事業協会
シャ)グンマケンフロンカイシュウジギョウキョウカイ

（３）受講願書の作成及び添付書類等の準備

受講願書(様式１)には、受講申込者に関する事項及び受講申込者の勤務先に関する事項を記入してください。

また、受講願書には、次のア～ウの書類等を添付してください。

ア　受講資格を証する書類

①　「群馬県フロン回収技術講習会」の修了証又は「フロン類回収の十分な知見を有する者」であることを証する資格証の写し

②　「フロン類の点検・充塡業務実務経歴書（様式２）」に実務経験に関する必要事項を記入。証明者が記名・押印した正本

事業主が証明できない場合は当該経験を証明できる立場の方が証明してください。また、受講者本人が事業主の場合は、下欄の「誓約書欄」に記名・押印してください。

イ　受講料振込領収書等の写し

受講願書(様式１)裏面の貼付欄に貼ってください。

ウ　顔写真（1 枚）

３ヶ月以内にカラーで撮影されたもので、肩から上が写し込まれている無

背景で鮮明なもの（受講願書の写真貼付欄には、糊付けしないでください。）

① 大きさ：縦4．5cm×横3．5cm以上（必ず裏面に氏名を記載のこと。）

② 次の写真の添付は避けてください。

- 横向きで撮影、背景に影がある、顔の一部が隠れている（帽子、マスク、サングラス等）
- 解像度の低いカメラで撮影したもの
- 汚れや折り目等傷があるもの

③ 写真は、デジタルデータに変換し、必要に応じてトリミング又は縮小のうえ、受講票及び携帯用の修了証明書（以下「技術者証」といいます。）に使用しますので、クリップ留めする場合は、折り目が付かないようにしてください。

（4）受講願書及び添付書類等の提出

受講願書及び添付書類等が準備できましたら、折らずに角２封筒（Ａ４用）に入れ、必ず配達の記録の残る方法（書留や特定記録等）により、次の提出先に郵送してください。

また、封筒の前面には「群馬県フロン類充填回収技術講習会申込書在中」と明記してください。

＜提出先＞

一般社団法人群馬県フロン回収事業協会　事務局

〒371-0025 前橋市紅雲町一丁目７番１２号

8　受講票及び講習テキストの送付

（1）受講資格審査

受講願書及び添付書類等が提出されますと、受講資格の審査及び受講料入金の確認を行います。

（2）受講票及び講習会テキストの送付

受講が認められた方には、フロン協会から受講票及び講習会テキストとして使用する「冷媒フロン類充填回収技術マニュアル」を送付します。

なお、講習終了後に実施する修了考査は厳正に行いますので、送付された講習会テキスト等で予習をし、講習内容をあらかじめ確認しておいてください。

9　講習内容

ア　冷媒フロン類の地球環境問題

イ　冷凍空調機器に関わる関係法令

ウ　冷凍の基礎と冷凍機内の冷媒状態変化

エ　冷凍空調機器の漏えい点検・修理

オ　冷媒フロン類の回収・充填

カ　群馬県フロン類充填回収技術講習会運用規程

キ　修了考査

１０　講習会当日の注意等

（１）講習会当日は、受講票を忘れずに持参し、受付に提出してください。

（２）受講票と一緒に送付する「冷媒フロン類充塡回収技術マニュアル」は、講習会のテキストとして使用しますので、忘れずに持参してください。忘れた場合は受講ができません。

（３）受付は、講習会開始時刻の３０分前（９：００）から始めます。

（４）講習会の最後に考査を実施します。修了考査において所定の成績が得られない場合は不合格となり、修了証は発行されませんのでご承知ください。
　また、鉛筆、消しゴム等の筆記具は忘れずに持参してください。

１１　修了証の交付及び技術者証の発行並びに資格の更新

（１）修了試験に合格した方には、群馬県知事から修了証が交付されます。
　また、フロン協会からは、技術者証を発行します。

（２）修了試験の結果通知並びに修了証及び技術者証は、受講願書に記載の自宅住所あてに送付します。

（３）修了証の有効期限は５年（修了証が交付された日から５年を経過する日の属する年度末まで）となっていますので、有効期間が満了する年度に開催される更新講習会を受講し、資格の更新を行ってください。

１２　主催

群馬県（環境森林部環境保全課）
一般社団法人群馬県フロン回収事業協会

１３　問い合わせ先

一般社団法人群馬県フロン回収事業協会
電話：027-260-8234

１４　その他

（１）昼食は、各自で用意してください。
　県庁舎内には、３１階にレストラン、地下１階に食堂及び売店があります。

（２）お車で来られる方は、県庁の県民駐車場をご利用ください。
　なお、県民駐車場は機械式の立体駐車場のため、入庫に時間がかかりますので、時間に余裕をもっておでかけください。）

＜別紙＞

フロン排出抑制法
第一種特定製品の充塡回収業者等に関する運用の手引き

環境省　経済産業省

フロン類回収の十分な知見を有する者

第一種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した者が十分な知見を有する者と考えられる。なお、業務用冷凍空調機器の回収に関係する資格には、主に以下のようなものがある。

ア．冷媒フロン類取扱技術者

受講資格

イ．冷媒回収推進・技術センター（ＲＲＣ）が認定した冷媒回収技術者
ウ．高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）
エ．冷凍空気調和機器施工技能士
オ．高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
カ．フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者
　→　**「群馬県フロン回収技術講習会」修了者が該当します。**
キ．冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
ク．技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））

ケ．自動車電気装置整備士（ただし、平成２０年３月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成２０年３月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る）

様式１（表）

令和８年度

群馬県フロン類充塡回収技術講習会受講願書

（顔写真）
ここには貼らないでください。

群馬県フロン類充塡回収技術講習会
（令和9年3月2日開催）の受講を申し込みます。

受　講　申　込　者			
フリガナ		生年月日	昭和 年　月　日生 平成
氏　名			
住　所　〒　－ ＿＿＿＿＿県＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿			
電　話　－　－　ＦＡＸ　－　－			
E－mail　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式１（裏）

受講料振込領収書等（写し）貼付欄

受講願書作成上の注意事項

１　添付書類

①　「群馬県フロン回収技術講習会」修了証の写し又は「フロン類回収の十分な知見を有する者であることを証する書面の写し（別紙のイ～ケまでの資格）

②　業務用冷凍空調機器・設備に係るフロン類の点検・充填業務実務経歴書（様式２）

２　受講料振込領収書（写し）の貼付

受講料振込領収書等（写し）は、上の貼付欄に剥がれないように貼ってください。

３　顔写真

顔写真は、受講願書（表面）に貼らないでください。

また、汚れたり傷がついたりしないようにして、添付してください。

＜写真の規格等＞

①　３ヶ月以内にカラーで撮影されたもので、肩から上が写し込まれている無背景で鮮明なもの

②　大きさ：縦4．5cm×横3．5cm（必ず裏面に氏名を記載のこと。）

③　写真はデジタルデータに変換し、必要に応じてトリミング又は縮小のうえ受講票及び技術者証に貼付します。

（様式２）

業務用冷凍空調設備機器に係る
フロン類の点検・充塡業務実務経歴書

氏　　名		証明者と被証明者との関係	
実務経験の期間及び内容並びに法令違反のないこと			
所属部署	期　　間		実務の内容
	平成 令和　　年　　月　　日から 平成 令和　　年　　月　　日まで （　　年　　月間） **※実務経験年数とは、冷凍空調設備業を行っている企業でかつ「高圧ガス販売」事業所において、施工、保守・メンテナンス業務の経験年数のこと**		**※冷凍空調機器・設備の保守サービス実務経験**
上記の者は、標記実務の経験を有すること及び関係法令に違反していないことを証明します。 令和　　年　　月　　日 証明者 住　　所 氏　　名　　㊞ （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）			

※　「証明者と被証明者との関係」欄について、「被証明者」は受講申込者であり、証明者からの関係を記入すること。（同一の場合は、「本人」と記入する。）
※　実務の内容欄については、従事した主な点検・充塡業務の内容を具体的に記入すること。
※　関係法令とは、高圧ガス保安法やフロン排出抑制法等を指し、直近５年間で関係法令に違反し、行政機関等からの勧告、命令等を受けたりしていないこと。

証明者と受講申請者が同一の場合のみ、この誓約書欄に署名・押印してください。

この業務経歴書の記載内容が異なる場合は、受講を取り消されも依存がないことを誓約します。	
氏　名	㊞

実務経歴書作成上の注意事項

1　記載要領

ア　「証明者と被証明者との関係」欄は、証明者から見た被証明者（受講申込者）との関係を記入します。(同一の場合は、「本人」と記入します。)

イ　「実務の内容」欄は、冷凍空調機器・設備の保守サービス実務経験として、
①どのような機器（種別）について、②どのような作業（○○の修理・交換、冷媒漏えいの点検・・・・・）を行った経験があるか、その内容を具体的に記入します。

ウ　「期間」欄の下部、「実務経験年数とは・・・高圧ガス販売事業所において、・・・」について、機器の設置や修理において冷媒の充填を行う行為は「高圧ガスの販売」に該当するため、高圧ガス販売事業に係る届出が必要です。(高圧ガス保安法第２０条の４、冷凍保安規則第２６条)

エ　証明者は、法人の代表者（権限が委任されている場合は、その者）又は個人事業主となります。